

特定用途制限地域の指定に関する資料の 閲覧・公聴会のご案内

問 都市整備課 都市計画係
☎934-3006 FAX933-7512 (代)

都市計画法に基づき宇美町特定用途制限地域を定めるため、原案の閲覧および公聴会を次のとおり行います。

▶閲覧を行うもの

宇美須恵都市計画 特定用途制限地域の決定(宇美町決定)(原案)

▶閲覧 【期 間】11月14日(金)～28日(金)※土日・祝日を除く

【場所・時間】町都市整備課 8:30～17:15

町ホームページにも素案を掲載しています。

▶公聴会 【日 時】12月7日(日) 10:00～ 【場 所】地域交流センター 2階多目的ホール

【公述希望の申出】

- ・町民および利害関係者で都市計画変更原案について意見がある人は、公聴会において公述することができます。公述を希望する人は、12月1日(月)正午(必着)までに公述申出書を町都市整備課まで提出してください。
- ・公述人は申込者のうちから意見の類似性などを考慮して選定し、ご本人に通知します。
- ・公述申出書の様式は閲覧会場および町ホームページにあります。
- ・公述人が多数の場合は、時間を制限する場合があります。

【注意事項】

- ・公述の申出がない場合、公聴会は中止されます。傍聴を希望される人は、開催の有無を事前にお問い合わせください。中止される場合は、町ホームページにてお知らせします。
- ・公述申出の意見は「特定用途制限地域の指定」の原案に関するものに限ります。
- ・公共的・公益的観点からの意見ををお願いします。



町ホームページは
こちら



いきいきリサイクル情報

問い合わせ先

環境課 環境衛生係
☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

不要品を有効に活用して、資源の節約とごみの減量に取り組みましょう!

▶ゆずってください

●CDラジオ

(ワイドFM対応の使用可能品、持ち運びが容易なもの)

▶ゆずります

●テレビボード

(サイズ:横幅80～90cm・高さ25～30cm・奥行29cm、5～10年前に購入、汚れ・傷みとくになし)

●ハローキティノベルティグッズお皿・しゃもじ

(未使用)

●手提げ紙袋(菓子、企業など)多数

「エコトーク」 Webで配信スタート!

これまで広報うみに掲載していたエコ情報「エコトーク」は、今後ホームページでご覧いただけます。最新の環境トピックスをチェック!



エコトークは
こちら

▶【申し込みできる人】

町内在住者

(営利目的の人や団体、18歳未満を除く)

「ゆずってください」「ゆずります」掲載・譲り受け・譲り渡し希望の人は、申込書に必要事項を記入の上、11月25日(火)までに環境課までお申し込みください。写真(画像データ)を提供いただければ、ホームページに掲載します。申込書は、窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

なお、「ゆずります」の品の譲り受けについて、申込者多数の場合は11月25日(火)の締め切り後に抽選を行い、11月28日(金)までに当選者に対してのみご連絡します。

品物について詳しい情報が知りたい人は、環境課にお問い合わせください。

インターネットからお申し込みが可能になりました。こちらの二次元コードからお申し込みください。

申し込みはこちら▶



総合スポーツ公園陸上競技場の利用停止

現在、夜間利用を停止している(※)総合スポーツ公園陸上競技場の照明設備LED化の改修工事に伴い、令和8年1月～3月まで利用を停止します。利用停止期間中も可能な限り施設を利用できるように調整を行っています。詳細が決まりましたら、ホームページにてお知らせします。

日頃よりご利用いただいている皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほど、よろしくをお願いします。

※現在夜間利用は、管理事務所前の直線陸上トラックのみ利用可能としています。

▶対象施設 総合スポーツ公園陸上競技場

▶利用停止期間 令和8年1月～3月(予定)

この工事は、スポーツ振興くじの助成を受けて実施しています。



私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。



町ホームページは
こちら

問 社会教育課 スポーツ・文化振興係 ☎933-2600 FAX933-2741

盛土規制法の運用開始

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土などに関する規制が十分でないエリアが存在していることなどを踏まえ、盛土などを行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土などを規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が施行され、福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)では、令和7年10月1日から運用が開始されました。

規制区域内で一定規模以上の盛土などを行う場合には、県の許可や届出が必要です。

無許可行為や命令違反などには厳しい罰則が定められています。詳しい規制内容などについては、県のホームページをご確認ください。

許可を受けた盛土などの付近には看板を設けることとなっていますが、看板が設置されていない不審な盛土などを見かけた場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問 都市整備課 都市計画係 ☎934-3006 FAX933-7512(代)

問 県 開発・盛土指導課 ☎643-3762



県ホームページ
はこちら

GO!GO! アンクラス 図書館読書まつり・宇美町商工まつりに参加

10月15日(水)に「図書館読書まつり」に、選手4人(小山莉奈さん・原日樺さん・上村美月さん・進藤真奈花さん)が参加しました。それぞれの懐かしの本やお気に入りの本を持ち寄り、感想を言い合ったり幼少期の思い出を話したりと、選手達の癒しの時間になりました。

また、同日、宇美町商工まつりにも参加し、ステージ上でチーム紹介や選手紹介をしました。販売ブースでは、ポテトとたこ焼きの販売を担当し、多くの来場者とふれあうことができました。

福岡J・アンクラスはサッカーの活動だけではなく、地域貢献や社会貢献活動にこれからも積極的に参加していきます。

問 社会教育課 スポーツ・文化振興係 ☎933-2600 FAX933-2741



▲図書館読書まつりで選手が選んだ思い出の一冊



▲商工まつり販売ブースでの様子